

# 空き家の解体工事費を 補助します

随時受付中



〈補助額〉 解体工事費の 1/2 工事着工前の申請が必要です

〔住宅〕 町内業者利用の場合 上限 75 万円、町外業者利用の場合 上限 50 万円

〔付属家〕 町内業者利用の場合 上限 30 万円、町外業者利用の場合 上限 20 万円

※すでに倒壊した建物は補助対象外となりますので、解体をご検討されている方は早めの手続きをお願いします。

## 1 対象となる空き家

住宅及び付属家（作業場、物置、車庫等）

- ①個人が所有するもの
- ②物権又は賃借権が設定されていないもの
- ③公共事業等の補償の対象となっていないもの

※建築物の一部を除却する工事や建築物の建替え又は除却跡地の転売を目的とした工事は対象になりません。また建物を故意に破損させたものも除きます。

## 2 町税等を滞納していない世帯で以下の要件を満たす方

- ①固定資産台帳に登録されている空き家の所有者又は相続権利者
- ②所有者又は相続権利者から空き家解体及び撤去について委任を受けた者

## 3 事前調査

- ①補助金の交付申請をする前に、事前調査申込書を提出する必要があります。
- ②町では事前調査の申込みを受けて現地調査を行います。

## 4 補助対象工事費

解体撤去業者による空き家の解体及び撤去に要する工事費（但し、家財道具、車両、機械等の処分費は除く。）

お問い合わせ先：真室川町役場 町民課 生活環境係

TEL 62-2054（内線232）